

[illegible]

2. (1) 憲法上保障された自由といふは、公衆の総制制の
からなる。公衆の福祉のための必要の合理的な制約に服
することがあるといふことは、憲法上の自由に対する
5 制約の存在を予知する。公衆の福祉のために必要の合理的
なものであれば憲法上許容されるべきである。規制の目的、目的達
成のための必要性、制約される権利の性質、内容、規制の態
様、制約の程度を総合的に衡量に決する。

判例 表現自由は民主政の価値を担保する重要な権利であ
10 り、経済的・自由には比して、自由の^{本質}が侵害され社会生活
上の被害は小さいものといえる。そして表現自由は規制の
目的、公益性、~~憲法~~ 規制の目的、能率とを考慮し、厳格に
判断されるべきものである。②

具体例には、表現行為を遂行するための規制がなされては、
表現行為の完全な障害を除去し、干渉するものに属する
15 場合にも、その障害が完全な侵害に明らかで、~~特~~
に具体的に差し迫った場合のみの規制が許されること
と解する（最近の市民会館事件判決）。③

すなわち、規制としておける表現行為への干渉は重大な
20 侵害に残されているものについて、検討を要する。

(2) 憲法第21条2項は検閲と総制禁止している。検閲とは
30 公にされた表現行為に対する事前規制は、事後の規制に
比べ、表現行為に対する著しい侵害がなされ、規制が原因で
おこる公衆の被害に及ぼすものは、憲法上の表現の自由を

※解答は左ページから書き始めてください。

注釈の一覧 第2回添削済答案①（憲法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 作成者 日付 :2024/09/17 14:16:12

 番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/15 11:21:44
2 (1) ア、イ前半には、配点がない又は相当低い配点になると思います。
一定この論証に配点がある年もありますが、ここまでは不要なのは明らかかと思います。
整理下さい。

 番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/15 11:24:32
規範でも目的は上げて下さい。
目的・手段の審査基準を定立すべきであり、判例もそうなっているはずです。

 番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/15 11:22:48
? 検閲を論ずる意義はないでしょう。

 番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/15 11:18:57
? 何の権利利益でしょうか。「同項に保障された自由」?

ページ

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 11:26:42
規範定立で論じてくべき事項でしょう。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/15 11:26:00
採点実感のとおりですね。合憲限定解釈は不要です。

番号 :1 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/15 11:28:58
何をどのように論じなければならないかを、出題の趣旨等読んでよく復習下さい。

特に抽象論に終始する印象があります。問題に照らして、点を取っていく意識を徹底されること推奨します。